

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和7年7月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木竜一

一 公聴会を行う日時 令和7年7月二十四日(木曜日)
午後四時から

告示

目次

○建築基準法による意見の聴取(二件)………

:(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)…一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…二

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)………(同)…三

○河川保全区域の指定………(建設局河川部指導調整課)…五

○港湾施設の変更………(港湾局港湾經營部經營課)…七

正誤

○令和六年三月二十九日付東京都告示第三百八十八号…七

告示

●東京都告示第七百八十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条

第一項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取

(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

四 書面の提出先 多摩市役所 東庁舎一階 東庁舎
多摩市閑戸六丁目十二番地一
多摩市多摩建築指導事務所建築指導第一課日影規制・紛争調整担当
(東京都立川合同庁舎二階)
立川市錦町四丁目六番三号
電話〇四二(五四八)二〇五六
三 書面の提出先 多摩市役所 東庁舎一階 東庁舎
多摩市中沢一丁目四十一番一ほか
建築敷地 多摩市中沢一丁目四十一番一ほか
建築主住 多摩市中沢一丁目四十一番地一
所氏名 株式会社府中カントリークラブ
地域地区 第一種低層住居専用地域、第一種高度地区等
既存建築物の概要
申請の概要
工事種別 ゴルフ場(グラブハ 増築
及び用途 ウスほか) 乗用カート庫ほか
敷地面積 約六二一、九九四平 増減なし
方メートル 約六二一、九九四平 増減なし
建築面積 約四、七一八平方メートル(合計約五、三二八平方メートル)
延べ面積 約六、八九四平方メートル(合計約七、五〇四平方メートル)

●東京都告示第七百九十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条

第一項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和7年7月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木竜一

一 公聴会を行う日時 令和7年7月二十四日(木曜日)
午前十時から

二 公聴会を行う場所

東京都多摩建築指導事務所 残堀自治会館

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課日影規制・紛争調整担当
(東京都立川合同庁舎二階)

電話〇四二(五四八)二〇五六

立川市錦町四丁目六番三号

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

構造及び 鉄筋コンクリート造 鉄骨造ほか
階数 ほか 地上二階地下一階ほか

高さ 一三・二〇八メートル 四・七〇メートルほか

適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

| | |
|--------------------------|--|
| 建築主住 所氏名 | 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都水道局 |
| 建築敷地 地域地区 | 武藏村山市残堀五丁目百五十四番一ほか 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、準防火地域、第一種高度地区、第二種高度地区及び建築基準法第二十二条区域 |
| 既存建築物の概要 工事種別 及び用途 | 申請の概要 倉庫業を営まない倉庫(資材倉庫ほか) 増築 |
| 敷地面積 メートル | 敷地面積 約一一、五八三平方メートル 増減なし |
| 建築面積 メートル | 建築面積 約一、八二七平方メートル 約六〇〇平方メートル(合計約二、四二七平方メートル) |
| 延べ面積 メートル | 延べ面積 約一、八八六平方メートル 約六〇〇平方メートル(合計約二、四八六平方メートル) |
| 構造及び 階数 | 構造及び 地上二階ほか 軽量鉄骨造ほか |
| 高さ ほか | 高さ 七・二〇〇メートル 五・五〇〇メートル ほか |
| 適用条文 | 建築基準法第四十八条第一項ただし書 |

●東京都告示第七百九十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條

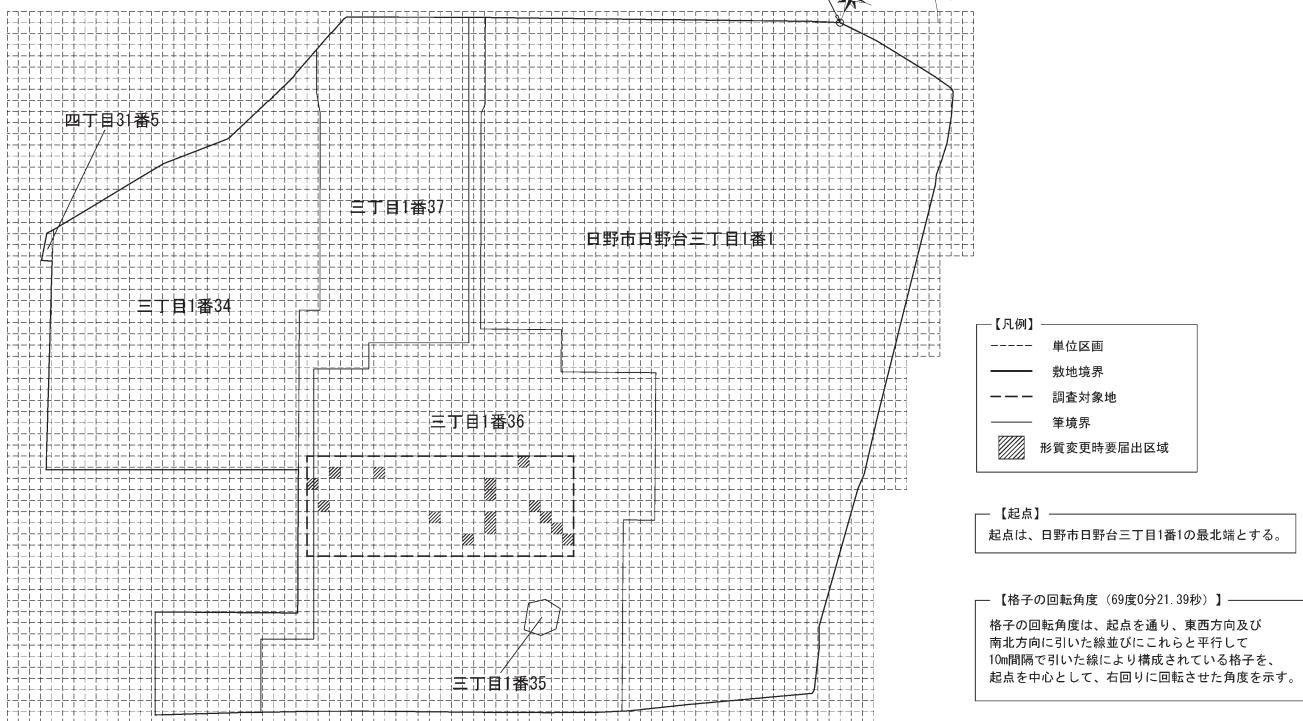
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されおり、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十七日

東京都知事 小池 百合子
 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(日野市日野台
 三丁目地内)
 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、ふつ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



● 東京都告示第七百九十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和七年東京都告示第百三十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月十七日

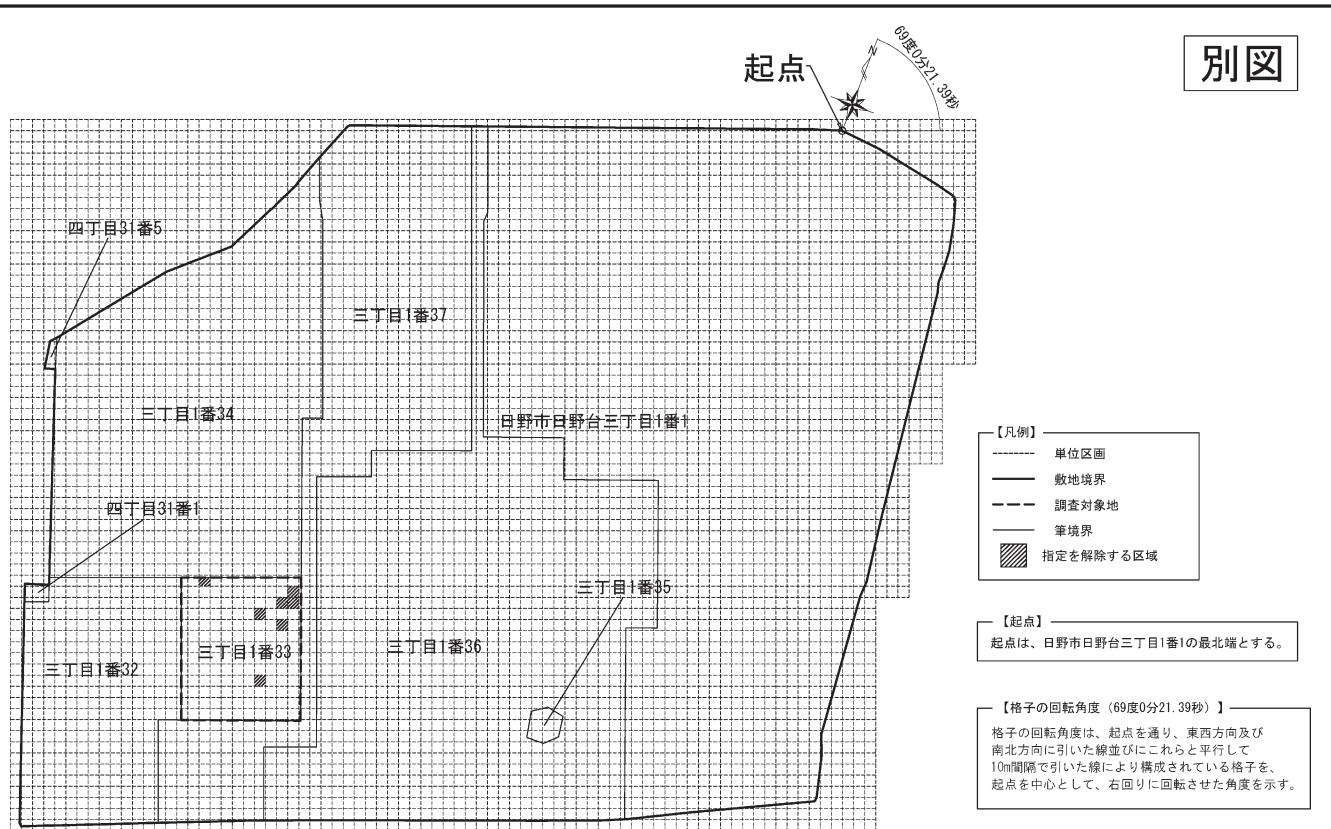
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（日野市日野台三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物並びに鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



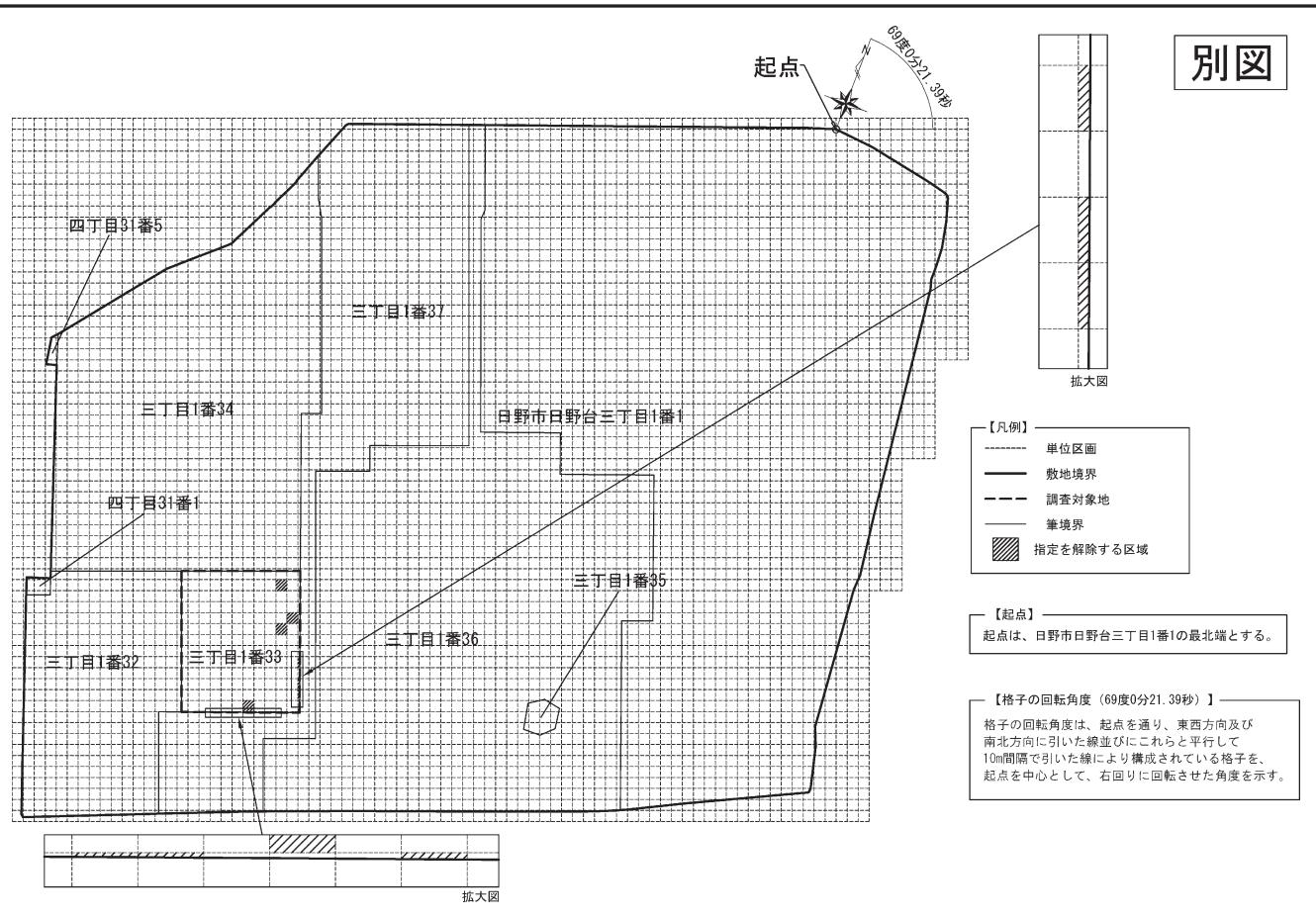
● 東京都告示第七百九十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、令和七年東京都告示第百三十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次とおり告示する。

令和七年七月十七日

東京都知事 小池百合子
一 指定を解除する区域 別図のとおり（日野市日野台三丁目地内）

- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



● 東京都告示第七百九十四号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十四条第一項の規定に基づき、河川保全区域を次のとおり指定する。
なお、関係図書は、令和七年七月十七日から起算して二週間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。

令和七年七月十七日

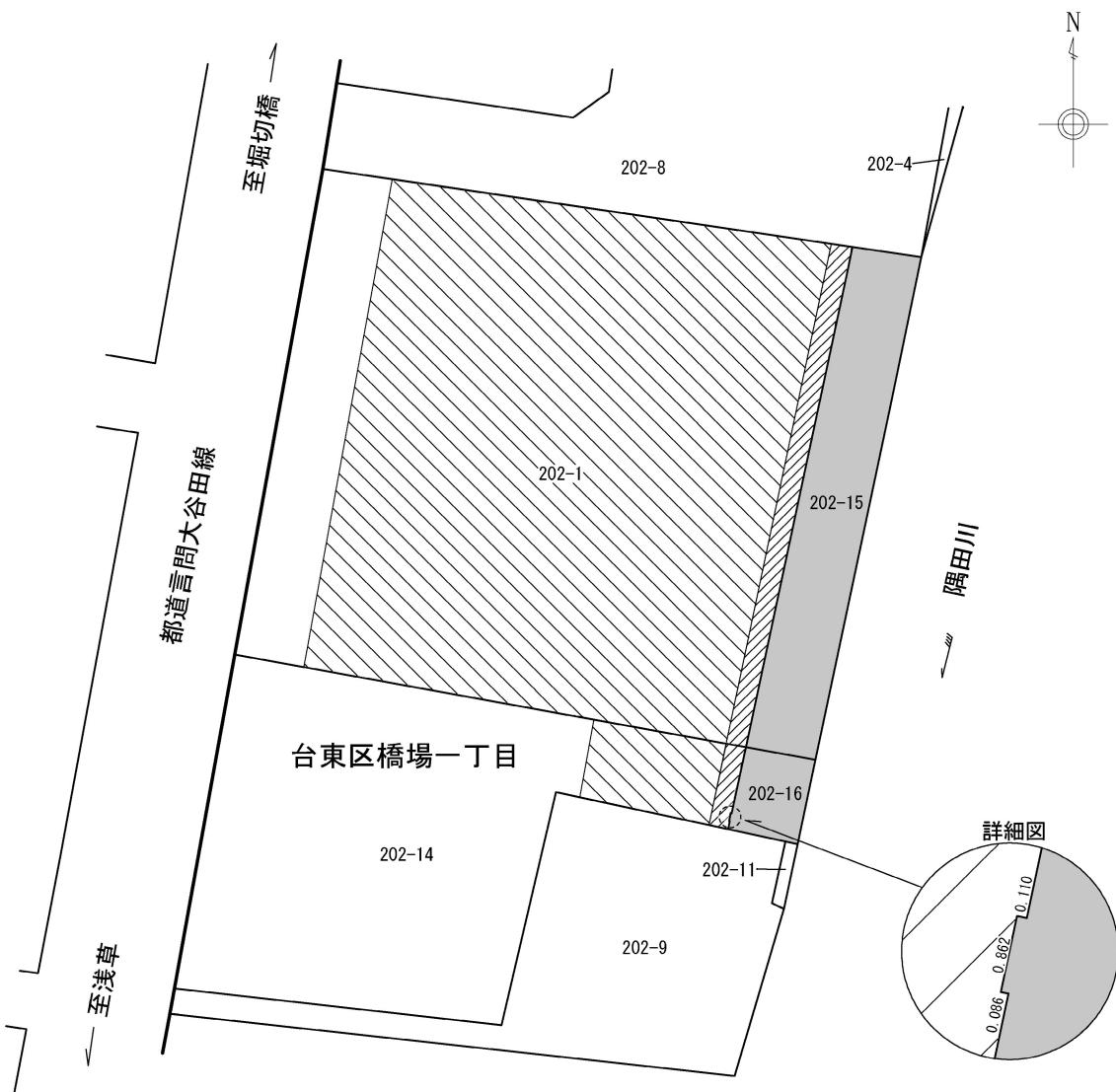
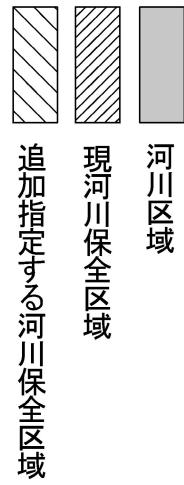
東京都知事 小池百合子

- 一 河川の名称
荒川水系一級河川隅田川
- 二 指定する区域（別図のとおり）
台東区橋場一丁目二百二番一地内
同 所同 番十四地内

案内図

別
図

台東区橋場一丁目地内



● 東京都告示第七百九十五号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

令和七年七月十七日

| 種類 名称 | 東京都知事 小池百合子 | | 所在地 月日 | 変更年 |
|---------------|------------------------|------------------------|---|---------------|
| | 規 模 | 変更前 変更後 | | |
| 港湾施設用地 一地区 | 大井ふ頭その 四八四、 一八二・ | 大井ふ頭その 四八四、 四七九・ | 大田区東海 四丁目、同 区東海五丁 目、同区東 海六丁目、 品川区八潮 一丁目及び 同区八潮二 丁目 | 令和七年七月 十八日 |
| 港湾施設用地 二地区 | 大井ふ頭その 一九二、 五六二・ | 大井ふ頭その 一九三、 二七七・ | 大田区城南 島一丁目、 同区城南島 二丁目、同 区域南島三 丁目、同区 城南島五丁 目、同区城 南島六丁目 及び同区城 南島七丁目 | |

| 港湾施設用地 一地区 | 大井ふ頭その 四八四、 一八二・ | 大井ふ頭その 四八四、 四七九・ | 大田区東海 四丁目、同 区東海五丁 目、同区東 海六丁目、 品川区八潮 一丁目及び 同区八潮二 丁目 | 令和七年七月 十八日 |
|---------------|------------------------|------------------------|---|---------------|
| 港湾施設用地 二地区 | 大井ふ頭その 一九二、 五六二・ | 大井ふ頭その 一九三、 二七七・ | 大田区城南 島一丁目、 同区城南島 二丁目、同 区域南島三 丁目、同区 城南島五丁 目、同区城 南島六丁目 及び同区城 南島七丁目 | |

| 港湾施設用地 二地区 | 大井ふ頭その 一九二、 五六二・ | 大井ふ頭その 一九三、 二七七・ | 大田区城南 島一丁目、 同区城南島 二丁目、同 区域南島三 丁目、同区 城南島五丁 目、同区城 南島六丁目 及び同区城 南島七丁目 | |
|---------------|------------------------|------------------------|---|--|
| 港湾施設用地 二地区 | 大井ふ頭その 一九二、 五六二・ | 大井ふ頭その 一九三、 二七七・ | 大田区城南 島一丁目、 同区城南島 二丁目、同 区域南島三 丁目、同区 城南島五丁 目、同区城 南島六丁目 及び同区城 南島七丁目 | |

正 誤

○ 令和六年三月二十九日付東京都告示第三百八十八号

増刊29十六ページ下段の表中「三〇、五一二・九一平方メートル」を「三〇、五一二・九一平方メートル」に訂正

する。
増刊29十七ページの別図を次のように訂正する。

別
図

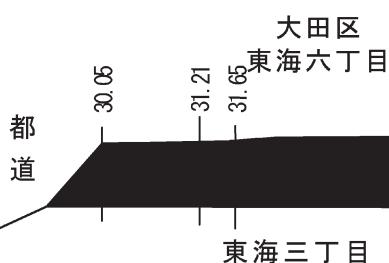
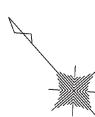
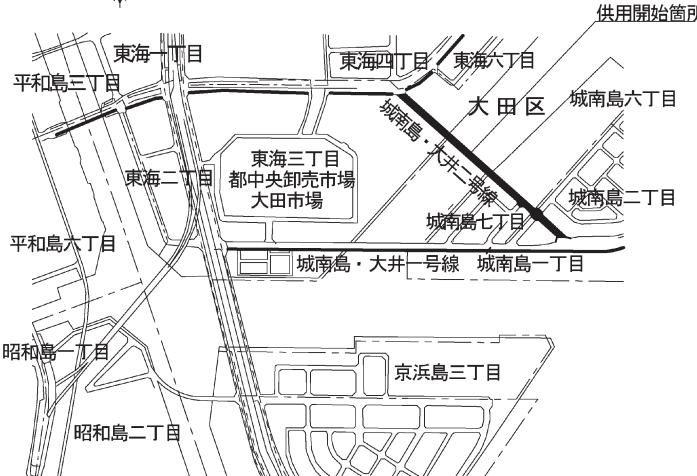
城南島・大井一号線供用開始略図

大田区東海六丁目地内から同区城南島一丁目地内まで

一般国道
都道
特別区道
供用開始区域

延長 九二七・八三メートル
面積三〇、五一二・九一平方メートル

案内図



34.77

32.07

大田区

東海六丁目

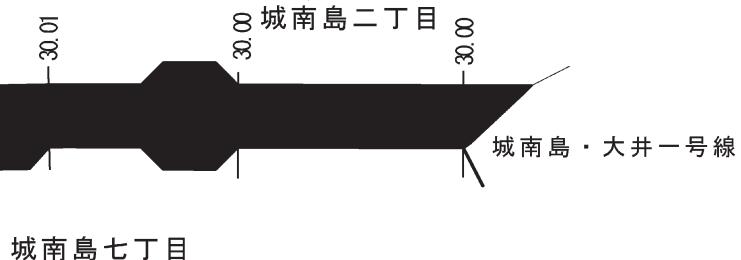
東海三丁目

31.65

30.05

都道

A
B



城南島七丁目

大田区

城南島二丁目

城南島・大井一号線

30.00

30.01

30.00

城南島六丁目

35.22

A
B

発行 東京都
電話 ○三(五三二二)一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価 本号 一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)
印刷所 勝美印刷株式会社
電話 ○三(三八一)五一〇一(代)
郵便番号 113-0001
FSC ミックス紙
FSC® C006270

リサイクル適性④

このマークは、この商品の
リサイクルができます。